

みなみまぐろ保存委員会における欧州連合（EU）に対する 2020年品質保証レビューに関する付託事項

1. はじめに

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）は、みなみまぐろの全分布域における管理に責任を有する政府間組織である。その拡大委員会は、オーストラリア、欧州連合（EU）、漁業主体台湾、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド及び南アフリカから構成されている。

CCSBTの目的は、適切な管理を通じて、みなみまぐろの保存及び最適利用を確保することにある。

CCSBT品質保証レビュー（QAR）プロセスの目的は、CCSBTの義務に関するメンバーの管理制度がよく機能しているかをメンバーが確認することを支援する独立レビューを提供するとともに、改善が必要と考えられる分野に関する勧告を行うことである。

EUに関する背景情報

EUは、28カ国から構成される地域的な経済統合のための機関（REIO）である。EUメンバーは、漁業に関するそれぞれの管轄権をEUに移譲しているが、一般的に、監視、管理及び取締り（MCS）能力については引き続き各EUメンバー国の責任となっている。

EUは、CCSBT拡大委員会のメンバーとしては非常に特殊な側面を有している。他のCCSBTメンバーとは異なり、EUにはSBT漁業がない。EUは、EU漁船がSBTを漁獲対象とすることを禁止しており、EUに対する限定的な漁獲枠（11トン）は混獲を専らの対象として許可されているものである¹。この点に関して、直近でSBTの混獲が記録されたのは2012年（4.4トン）である。

また、EUのSBT貿易量はごくわずかである。

EU又はそのメンバー国には、SBTを専門に取り扱う部署はない。その代わりに、EUは、SBTが混獲される可能性がある水域における他のRFMO向けに人的及び管理上のリソースを割り当てている。これらのRFMOの漁業にかかるEUの管理を評価することは、CCSBTに付託された権限内に収まるものではない。

¹ 2019年1月30日付けEU理事会規則2019/124は、2019年に、欧州連合の水域において、及び欧州連合の水域外の特定の水域において欧州連合の漁船に適用される、特定の漁業資源及び漁業資源グループに関する漁業機会について定めている。

2. 範囲

本 QAR は、以下 2 つの主要な CCSBT 措置の遵守を確保するための EU の制度及びプロセスの適格性をレビューするものである。

- i) 国別配分量（すなわち SBT の混獲量）
- ii) 漁獲証明制度

特に、本 QAR では、EU の制度及びプロセスが、これら 2 つの措置に関する CCSBT の最低履行要件² に合致しているかどうかを判定するものとする。

協議は、欧州委員会海事・漁業総局との間で実施される。

制度の適格性の評価に当たり、本 QAR では EU の特殊な事情及び特徴（すなわち SBT 漁業がないこと）を考慮するとともに、以下 2 つの分野に関する EU の MCS 制度についてハイレベルでのレビューを行う。

- i) **遠洋漁業における混獲** – あらゆる混獲及び投棄にかかる正確な報告及び検証、並びにあらゆる SBT の水揚げを記録及び検証するための制度及びプロセスが重視される必要がある。
- ii) **市場国 – SBT 製品の輸入に関する要件（CDS 要件の効果的实施を含む）** に対応するためのシステム及びプロセスが重視される必要がある。

3. 言語

レビューは英語で実施される。

4. レビューのプロセス

机上レビュー

本 QAR の目的は、EU には SBT 漁業がないこと及び背景情報で述べたその他の要素を踏まえた上で、EU の制度及びプロセスが関連する CCSBT 措置の最低履行要件に合致しているかどうかについて独立的に文書化し、及び評価することである。

レビュー者は、特定した 2 つの主要措置に関する EU の現行の MCS 制度及びプロセスを評価するとともに、以下の事項について評価しなければならない。

- 以下を確保するためにどのような制度及び補助的なプロセスが実施されているか。
 - SBT 総漁獲可能量（TAC）の EU に対する国別配分量の遵守（特にあらゆる SBT の混獲及び投棄に由来して国別配分量に計上される死亡量に関して、及びあらゆる SBT の漁獲及び水揚げの記録及び検証に関して）
 - SBT 製品の輸入要件（CDS の効果的实施を含む）が履行されているか？

² これらの要件については CCSBT ウェブサイトで確認可能である。

レビューでは、以下の一般的なステップを踏むことが期待される。

- 1) 既存の文書、特に EU により CCSBT に提出された直近の国別報告書の分析
- 2) EU が選択した関連する内部文書が、実際に運用されている関連する CCSBT の制度及びプロセスを適切に記述及び反映しているかどうかの判断
- 3) EU の関連するデータ収集及び情報文書（以下を含む）の存在の確認
 - CCSBT の CDS の適切な実施のためのプロセス（輸入物の受領、提出・確認及び証明の要件、及び CCSBT 標識の使用を含む）に関する情報を示す文書
 - 洋上でのあらゆる SBT の混獲及び投棄の記録に関する文書（オブザーバーの責任に関する情報を含む）
 - SBT の水揚げ、輸出、輸入、発行された CDS 標識及び権限を付与された CDS 確認者の記録に関する文書（必要な場合）
- 4) 既存の制度及びプロセスは EU が CCSBT における義務を履行することを確保するために効果的であるかどうかの判断

上記のステップを踏まえ、レビュー者は以下を行うべきである。

- SWOT（強み、弱み、機会、脅威／リスク）解析の実施
- 上記の評価の結果を踏まえ、EU の遵守制度及びプロセスをさらに改善できる可能性があるかどうかを含む勧告の策定
- 報告書案の作成

5. QAR 報告書

報告書では、EU の制度のレビューにかかる調査結果、制度の適格性の分析及び改善のための勧告を記述すべきである。

QAR 報告書の作成に当たっては、以下のプロセス及びスケジュールに従う必要がある³。

- レビュー者は、xxxx までに、関連するメンバーに対して報告書案を提供するものとする⁴。
- EU は、レビュー者に対して報告書案に関する明確化を求めることができ、また報告書案のあらゆる側面（特に事実誤認及び不備に関して）についてレビュー者にコメントを行うことができる。EU からのコメントは、報告書案の受領から 8 週間以内かつ xxxx より以前に提供されなければならない。

³ これらのスケジュールは、適切なコメントが加えられた個別の QAR 報告書最終版を、CCSBT 遵守委員会年次会合による検討に向けて回章するために必要なものである。

⁴ QAR はメンバーのメリットとなるよう意図されたものであり、レビュー中のメンバーとレビュー者との間の議論及びフィードバックが奨励されることを再確認すべきである。したがって、メンバーは、報告書案を受領する前に全ての重要な結果を認識しているはずである。

- レビュー者は、EU から報告された全ての事実誤認を修正するものとする。またレビュー者は、EU から提出されたその他のコメントについても検討し、レビュー者が適当と判断した場合には報告書を修正するものとする。
- レビュー者は、遵守委員会会合の開始 6 週間前までに、EU 及び CCSBT 事務局長に対して最終版の報告書を提出するものとする。QAR 報告書最終版の目次には、報告書の最後に添付される別紙（QAR の結果に関して EU が記述を希望した EU からのコメントを含む）に関する事項を含むものとする。
- 事務局は、メンバーに対し、レビュー者のパフォーマンスに関するフィードバック様式を提供するものとする。

6. 機密保持、データ保護、著作権及び知的財産 (IP)

本レビューの実施にあたり、レビュー者は、機密上及び商業上センシティブな情報にアクセスすることとなる。

QAR 報告書最終版を除き、QAR を実施する過程においてレビュー者が入手又は作成した全ての情報及び資料は、レビュー者と EU との間の機密であり、QAR の実施中又は実施後に、いかなる第三者に対しても、レビュー者により公開されることがあってはならない。レビュー者は、このことについて宣誓を行うよう求められるものとする。

QAR 報告書最終版は、CCSBT 手続規則の規則 10⁵ で記述されているとおり、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書の機密保持要件の対象となるものとする。

QAR の監査者が個人データに接触する場合、欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する 2018 年 10 月 23 日付け欧州議会及び欧州委員会 EU 規則 2018/1725 を全面的に参照する必要がある。同規則の下に保護される個人データは、例外的状況であって、第 3 国又は国際機関が適切な安全性確保措置を提供しており、かつデータ主体の執行可能な権利及びデータ主体のための効果的な司法救済が利用可能なことを条件としてのみ、EU 外に転移することができる。

7. レビュー者の資格

レビュー者は、漁業管理及び漁業の監視、管理及び取締り制度にかかる十分な知識を有していることが期待される。またレビュー者は、こうした制度にかかる監査／レビューに関する経験を有しており、かつレビューを受ける機関から独立（すなわち利益相反がない）していなければならない。

レビュー者の氏名及び資格は、レビュー開始前に EU 及び CCSBT メンバーに対して通知される。

⁵ 規則 10 の目的に関して、レビューを受けるメンバーは、当該レビューの報告書が提示する結果及び勧告の著者と見なされるものとする。

8. QAR プログラムの管理

本 QAR プログラムの効果的な実施のため、以下の役割及び責任が特定されている。

- i) **事務局長** – QAR に関する契約の管理
- ii) **事務局長及び遵守委員会議長** – EU との協議を踏まえたレビュー方法の承認、レビュー者に対する技術的助言の提供及び最終全体報告書の査読
- iii) **QAR コーディネーター** – EU は、QAR 活動（技術的支援及び助言の提供を含む）を調整するため、適切な資格を有する公務員を指名しなければならない。
- iv) **レビュー者** – 付託事項、確立された方法論及び事務局長からの指示に基づく本 QAR の完遂
- v) **EU** – レビュー者に対する助言を提供するとともに、レビュー者が制度、プロセス及び情報にアクセスできるようにする。QAR 報告書案に関する意見をレビュー者に提供するとともに、事務局長に対しレビュー者のパフォーマンスに関する意見を提供する。